第二十二条の二第三項中「及び第四項」を削る。

第二十三条第一項中「第六十九条第三項」を「第六十九条第二項」に、「第二十一条第三項」を「第二十一条第二項」に改める。

様式第一の備考11中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に、「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考12を削り、同様式中備考13を備考12とし、備考14を備考13とし、同様式の備考15中「備考14」を「備考13」に改め、同備考を同様式の備考14とし、同様式中備考16を備考15とし、備考17を備考16とし、備考18を備考17とし、備考19を備考18とし、同様式の備考20中「は本人の印及び識別ラベル（」を「であつて」に改め、「並びに印及び識別ラベル）」を削り、同備考を同様式の備考19とし、同様式中備考21を備考20とし、備考22を備考21とし、備考23を備考22とし、備考24を備考23とし、備考25を備考24とし、同様式の備考26中「第21条第３項」を「第21条第２項」に、「備考25」を「備考24」に改め、同備考を同様式の備考25とし、同様式の備考27中「第21条第３項」を「第21条第２項」に改め、同備考を同様式の備考26とし、同様式の備考28中「備考27」を「備考26」に改め、同備考を同様式の備考27とし、同様式中備考29を備考28とし、備考30を備考29とし、同様式の備考31中「備考30」を「備考29」に改め、同備考を同様式の備考30とし、同様式中備考32を備考31とし、備考33を備考32とし、備考34を備考33とし、備考35を備考34とし、備考36を備考35とし、同様式の備考37中「備考39」を「備考38」に改め、同備考を同様式の備考36とし、同様式中備考38を備考37とし、備考39を備考38とし、備考40を備考39とする。

様式第六の備考５中「記載し、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者であるときは、その横に印を押す」を「記載する」に、「記載し、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者であるときは、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考６を削り、同様式中備考７を備考６とし、備考８を備考７とし、備考９を備考８とし、同様式の備考10中「備考９」を「備考８」に改め、同備考を同様式の備考９とし、同様式中備考11を備考10とし、同様式の備考12中「12、14、16、18、32、34から36まで、38及び39」を「13、15、17、19、31、33から35まで、37及び38」に改め、同備考を同様式の備考11とする。

様式第八中「㊞」を削り、同様式の備考７中「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考12中「は本人の印（」を「であつて」に改め、「及び印）」を削り、同様式の備考18中「書いて印を押す」を「記載する」に改める。

様式第九の備考３中「12まで、14、18から20まで、32、34から36まで及び39」を「11まで、13、17から19まで、31、33から35まで及び38」に改める。

様式第十の備考３中「28まで、32、34から36まで、38及び39」を「27まで、31、33から35まで、37及び38」に改める。

様式第十一の備考２中「12まで、14、18から20まで、32、34から36まで及び39」を「11まで、13、17から19まで、31、33から35まで及び38」に改める。

様式第十二の備考５中「20まで、23、25から28まで、32、34から36まで及び39」を「19まで、22、24から27まで、31、33から35まで及び38」に、「備考27及び備考28」を「備考26及び備考27」に改める。

様式第十四の備考６中「第３項」を「第２項」に改め、同様式の備考７中「14、32及び35」を「13、31及び34」に改める。

様式第十四の二の備考３中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に、「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考12中「12、14、18、20、32、34から36まで及び39」を「13、17、19、31、33から35まで及び38」に改める。

様式第十四の三の備考７中「12、14、18、20、32、34から36まで及び39」を「13、17、19、31、33から35まで及び38」に改める。

様式第十四の四の備考５中「12まで、14、18から20まで、22、32、35、36及び39」を「11まで、13、17から19まで、21、31、34、35及び38」に改める。

様式第十五の備考２を削り、同様式中備考３を備考２とし、備考４を備考３とし、同様式の備考５中「第13条の２第４項」を「第13条の２第３項」に改め、同備考を同様式の備考４とし、同様式の備考６を削り、同様式中備考７を備考５とし、備考８を備考６とし、備考９を備考７とし、同様式の備考10中「14、18、32及び34から36まで」を「13、17、19、31及び33から35まで並びに様式第14の２の備考３」に改め、同備考を同様式の備考８とする。

（意匠法施行規則の一部改正）

第十九条　意匠法施行規則の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「又は印鑑」を削る。

第十八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第十九条第一項中「第六十九条第三項」を「第六十九条第二項」に、「第十八条第三項」を「第十八条第二項」に、「印を押す」を「氏名を記載する」に改める。

様式第十三、様式第十五及び様式第十六中「㊞」を削る。

様式第一の備考９中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に、「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考10を削り、同様式中備考11を備考10とし、備考12を備考11とし、備考13を備考12とし、同様式の備考14中「は本人の印及び識別ラベル（」を「であつて」に改め、「並びに印及び識別ラベル）」を削り、同備考を同様式の備考13とし、同様式中備考15を備考14とし、備考16から備考20までを一つずつ繰り上げる。

様式第一の二の備考４中「は本人の印（」を「であつて」に改め、「並びに印）」を削り、同様式の備考６中「11、13及び16から20」を「10、12及び15から19」に改める。

様式第二の備考15中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に、「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考16を削り、同様式中備考17を備考16とし、備考18を備考17とし、同様式の備考19中「備考18」を「備考17」に改め、同備考を同様式の備考18とし、同様式中備考20を備考19とし、備考21を備考20とし、備考22を備考21とし、備考23を備考22とし、同様式の備考24中「は本人の印及び識別ラベル（」を「であつて」に改め、「並びに印及び識別ラベル）」を削り、同備考を同様式の備考23とし、同様式中備考25を備考24とし、備考26から備考32までを一つずつ繰り上げ、同様式の備考33中「備考30」を「備考29」に改め、同備考を同様式の備考32とし、同様式中備考34を備考33とし、備考35を備考34とし、備考36を備考35とし、備考37を備考36とし、備考38を備考37とし、同様式の備考39中「備考29」を「備考28」に改め、同備考を同様式の備考38とし、同様式中備考40を備考39とし、備考41から備考46までを一つずつ繰り上げる。

様式第九の備考６中「９、15、」を「９及び14並びに」に、「16、18、22から24まで及び33から37」を「17、21から23まで及び32から36」に改める。

様式第十の備考２中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に、「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考５中「備考15」を「備考14」に、「16、18、22、24及び33から37」を「17、21、23及び32から36」に改める。

様式第十一の備考６中「10、15及び20」を「14及び19」に、「18、22から24まで及び33から37」を「17、21から23まで及び32から36」に改める。

様式第十二の備考９中「、９及び10」を「及び９」に、「18、22、24、27、28及び34から38」を「17、21、23、26、27及び33から37」に、「備考28」を「備考27」に改める。

様式第十三の備考９中「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考11中「は、本人の印（」を「であつて」に改め、「及び印）」を削り、同様式の備考14中「書いて印を押す」を「記載する」に改める。